

再婚禁止期間の改正

最大判平成 27.12.16 民集第 69 卷 8 号 2427 頁（女子再婚禁止期間事件）の判決後、平成 28 年 6 月 1 日、民法の一部を改正する法律が成立し、女性の再婚禁止期間が 6 か月から 100 日に短縮されました（同月 7 日公布・施行）。

改正前民法	改正後（現行）民法
<p>（再婚禁止期間）</p> <p>第 7 3 3 条 女は、前婚の解消又は取消しの日から 6 箇月を経過した後でなければ、再婚をすることができない。</p> <p>2 女が前婚の解消又は取消しの前から懐胎していた場合には、その出産の日から、前項の規定を適用しない。</p>	<p>（再婚禁止期間）</p> <p>第 7 3 3 条 女は、前婚の解消又は取消しの日から起算して 100 日を経過した後でなければ、再婚をすることができない。</p> <p>2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。</p> <p>1 女が前婚の解消又は取消しの時に懐胎していなかった場合</p> <p>2 女が前婚の解消又は取消しの後に出産した場合</p>
<p>（再婚禁止期間内にした婚姻の取消し）</p> <p>第 7 4 6 条 第 7 3 3 条の規定に違反した婚姻は、前婚の解消若しくは取消しの日から 6 箇月を経過し、又は女が再婚後に懐胎したときは、その取消しを請求することができない。</p>	<p>（再婚禁止期間内にした婚姻の取消し）</p> <p>第 7 4 6 条 第 7 3 3 条の規定に違反した婚姻は、前婚の解消若しくは取消しの日から起算して 100 日を経過し、又は女が再婚後に出産したときは、その取消しを請求することができない。</p>

<p>（嫡出の推定）</p> <p>第 7 7 2 条 妻が婚姻中に懐胎した子は、夫の子と推定する。</p> <p>2 婚姻の成立の日から 200 日を経過した後又は婚姻の解消若しくは取消しの日から 300 日以内に生まれた子は、婚姻中に懐胎したものと推定する。</p>
--